

第5節 オーディオ録音

CD、LPレコード、録音テープ、MD、フロッピーディスク、ハードディスク、フラッシュメモリー、ICメモリーカード、CD-ROM等の録音物（以下本節において「CD等」という。）に著作物を専ら音声のみ利用する場合（第15節又は第16節が適用される場合を除く。）のCD等1枚（本）あたり5分未満の著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 市販用のCD等

(1) 定価の明示のあるもの

CD等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき当該CD等の定価（消費税を含まないもの）の6%をそのCD等に含まれている著作物数で除して得た額又は8円10銭のいずれか多い額以内とする。

(2) 定価の明示のないもの

CD等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき8円10銭以内とする。

2 背景音楽（BGM）用として貸出されるCD等

背景音楽（BGM）用として貸出すことを目的として製作するCD等に著作物を利用する場合は、当該利用者が年間契約を締結する場合に限り、録音回数及び製作枚（本）数のいかににかかわらず、年額1,200円以内とする。

3 その他のCD等

1又は2による場合のほか、CD等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき400円をCD等の複製枚（本）数で除して得た額又は8円10銭のいずれか多い額以内とする。

（オーディオ録音の備考）

- ① 5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに1曲として著作物数を計算する。
- ② オーディオ録音の利用のうち、著作物の利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。
- ③ 音を専ら映像の連続とともに再生することを目的とする録音物については、第3

節 映画1録音の規定によるものとする。

第13節 CDグラフィックス等

音声と共に歌詞や楽譜がディスプレイに表示されるCD、フロッピーディスク、ハードディスク、フラッシュメモリー等（以下本節において「CDグラフィックス等」という。）に著作物を利用する場合（第15節又は第16節が適用される場合を除く。）のCDグラフィックス等1枚（本）あたり5分未満の著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 市販用のCDグラフィックス等

(1) 定価の明示のあるもの

CDグラフィックス等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき当該CDグラフィックス等の定価（消費税を含まないもの）の6%をそのCDグラフィックス等に含まれている著作物数で除して得た額又は11円のいずれか多い額以内とする。

(2) 定価の明示のないもの

CDグラフィックス等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき11円以内とする。

2 その他のCDグラフィックス等

1による場合のほか、CDグラフィックス等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき600円をCDグラフィックス等の複製枚（本）数で除して得た額又は11円のいずれか多い額以内とする。

(CDグラフィックス等の備考)

- ① 5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに1曲として著作物数を計算する。
- ② CDグラフィックス等の利用のうち、著作物の利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

第14節 カラオケ用 I Cメモリーカード

専らマイク一体型カラオケに用いられ、音声と共に歌詞がディスプレイに表示される I Cメモリーカード（以下本節において「カラオケ用 I Cメモリーカード」という。）に著作物を利用する場合（第15節又は第16節が適用される場合を除く。）のカラオケ用 I Cメモリーカード1枚あたり5分未満の著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 市販用のカラオケ用 I Cメモリーカード

(1) 定価の明示のあるもの

カラオケ用 I Cメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき当該カラオケ用 I Cメモリーカードの定価（消費税を含まないもの）の6%をそのカラオケ用 I Cメモリーカードに含まれている著作物数で除して得た額又は11円のいずれか多い額とする。

(2) 定価の明示のないもの

カラオケ用 I Cメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき11円とする。

2 その他のカラオケ用 I Cメモリーカード

1による場合のほか、カラオケ用 I Cメモリーカードに著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき600円をカラオケ用 I Cメモリーカードの複製枚数で除して得た額又は11円のいずれか多い額とする。

(カラオケ用 I Cメモリーカードの備考)

- ① 5分以上の著作物については、5分までを超えるごとに1曲として著作物数を計算する。
- ② カラオケ用 I Cメモリーカードの利用のうち、著作物の利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。